

秋田市訓令第6号

府 中 一 般  
関 係 各 所

公文書に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月20日

秋田市長 沼 谷 純

公文書に関する規程の一部を改正する訓令

公文書に関する規程（昭和48年秋田市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1の7の(1)および(2)を次のように改める。

(1) 照会文

○○○文法第○○○号  
○○○○年○○月○○日  
○○市長 ○ ○ ○ 様  
秋田市長 ○ ○ ○ ○  
(公印省略)  
○○○○○事務の管理について（照会）  
このことについて、当市の○○○○○事務改善のため参考にしたい  
と思いますので、貴市の状況を別紙の調査事項に記入のうえ○○月○  
○日までにご回答くださるようお願いします。  
なお、○○○○、○○○○の規定の印刷物がありましたら○部ご惠  
与くださるようお願いします。

(2) 回答文

○○○文法第○○○号  
○○○○年○○月○○日

○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

秋田市長 ○ ○ ○ ○

(公印省略)

いて (回答)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により照会があつた標記のことについて、〇〇のとおり回答します。

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。